

外国人研修・技能実習制度の運営の 適正化等に関する行政評価・監視

＜評価・監視結果に基づく通知＞

総務省中部管区行政評価局（局長：小高 章）は、平成19年1月からこの行政評価・監視を実施し、その結果に基づき、平成19年6月22日、名古屋入国管理局ほかに対して改善すべき事項を通知しました。

〔「行政評価・監視」は、総務省が行う評価活動の一つで、合規性・適正性・有効性・効率性などの観点から評価を行い、行政運営の改善を推進するものです。〕



総務省 中部管区行政評価局

概 略

背景

- 愛知、岐阜、三重及び静岡の東海4県は、全国的にみても多数の外国人研修生・技能実習生を受入れている地域であり、その数は年々増加
- 外国人研修生の受け入れについては、中小企業団体等の団体とその構成員である企業等とが協力して受け入れる団体監理型によるものが大半
- 団体監理型による研修及びその後の技能実習において、不適正事例の発生が顕在化

この行政評価・監視は、外国人研修・技能実習制度の適正な運営を確保する等の観点から実施

調査対象：名古屋入国管理局、愛知労働局、愛知社会保険事務局、東海農政局、中部経済産業局、中部地方整備局、愛知県、関係団体、事業者等

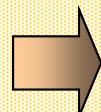
行政評価・監視結果の概要

- 調査した愛知県内の19団体のうち5団体、33企業等のうち22企業等において不適正・不適切な事例が認められた。これらの原因等として、名古屋入国管理局の審査、指導監督等にも不十分な面あり



- 外国人研修・技能実習制度の運営の適正化等に関する改善すべき事項を通知

- 1 研修、技能実習受入機関に関する審査の厳格化
- 2 研修・技能実習受入機関に対する指導・監督の徹底
- 3 関係機関の連携



通知先：名古屋入国管理局長
通知日：平成19年6月22日

※ 東海農政局、中部経済産業局、中部地方整備局、愛知社会保険事務局及び愛知県には参考通知

1 研修・技能実習受入機関に関する審査の厳格化

制度・仕組み

- 外国人研修生が我が国に入国し、在留するためには、出入国管理及び難民認定法に基づく在留資格「研修」の要件に該当することが必要で、また、研修修了後技能実習へ移行する場合は、在留資格「特定活動」への変更許可が必要
- 法務省は、法令、関連告示のほか、「研修生及び技能実習生の入国・在留管理に関する指針」(以下「指針」という。)を示し、地方入国管理局は、これらにより外国人研修生の在留資格認定証明書交付申請等に対する審査を実施
- 指針により、研修生の受け入れ枠を増やすために、形式的に企業を分割し、それぞれの企業により研修生を受け入れることは禁止され、また、受け入れ団体は、十分かつ実効ある監理が責任をもって行われるよう、①研修の監理の一環として、研修生全員に対し、日本語教育等の集合研修を行うこと、②定款等に外国人研修事業を行う旨を明確に記載

調査結果

名古屋入国管理局の研修・技能実習受入機関に関する審査が不十分

① 研修生等の不適切な受け入れ

- 所在地等が同一の複数の企業で、それぞれ研修生を受け入れる旨の申請に対し、名古屋入国管理局では、不正防止のための各企業が独立した経営体であるか否かの確認・審査を未実施(2団体)
【原因等】名古屋入国管理局の不正防止のための申請書類の確認・審査が不十分
- 一の代表者による複数の企業間で名義貸しにより技能実習生を就労させている例あり(2企業)
【原因等】法令等遵守意識が低い受け入れ企業が存在

② 受け入れ団体による集合研修の未実施

- 本来、受け入れ団体が実施すべき集合研修の大半を各受け入れ企業において実施(1団体)
【原因等】名古屋入国管理局の集合研修の実施方法、内容等についての確認・審査が不適切

③ 定款等への外国人研修事業の未記載等

- 定款等に外国人研修事業の実施について記載していない受け入れ団体あり
(1団体)
【原因等】名古屋入国管理局の受け入れ団体に対する指導が不徹底
- 在留資格認定証明書交付申請書類に記載されている実務研修総時間数等が、書類により異なるにもかかわらず申請を受付、審査(2団体)
【原因等】名古屋入国管理局の申請書類の確認、是正指導が不十分

改善通知要旨

- ① 複数企業による研修生の受け入れについては、各企業が独立した経営体であることの確認措置を講ずること
- ② 研修生等を名義貸しにより複数の企業間で受け入れることのないよう受け入れ団体を指導すること
- ③ 集合研修が、受け入れ団体の監理の一環として適正に実施されるものであるか否か、申請書類を十分審査すること
- ④ 受け入れ団体に対し、定款等への記載を設立認可行政庁とも連携して指導すること
- ⑤ 申請書類の整合性等、内容の確認・審査を適切に行うこと

2 研修・技能実習受入機関に対する指導・監督の徹底

制度・仕組み

- 地方入国管理局は、法令等に従って、受入れ団体・企業に対する実態調査の実施、不正行為に対する処分などの指導監督を実施
- 受入れ団体は、法務省告示により、研修状況を把握し、問題発生の未然防止を図るため、研修生の受入れ企業に対して、3月につき少なくとも1回監査を行い、その結果を地方入国管理局長に報告
- 指針により、受入れ企業間での技能実習生の移動、研修手当からの控除、受入れ団体による旅券の保管を禁止
- 技能実習は、雇用関係に基づく制度であり、労働関係法規を遵守

調査結果

名古屋入国管理局の研修・技能実習受入機関に対する指導・監督が不十分

① 監査の未実施等

- 監査を実施していない受入れ団体があるが、名古屋入国管理局は、監査報告の未提出団体に対する督促・指導を全く未実施(3団体)
【原因等】名古屋入国管理局では監査報告の提出状況を把握する仕組みなし

② 受入れ団体の監理体制の不備

- 常勤職員を配置せず、受入れ企業に対する監査も行っていない団体など、監理体制が不備な団体について、名古屋入国管理局では、これを把握し得たにもかかわらず、全く指導を未実施(1団体)
【原因等】名古屋入国管理局における的確な実態把握が不十分

③ 研修生等の不適正な管理、労働基準法違反の疑い

- 技能実習先の企業間で、技能実習生を移動させて就労(2企業)
- 研修手当から食事代を控除(1企業)
- 技能実習生の旅券を受入れ団体が保管(1団体)
- 労使協定を締結しないまま賃金から宿舎費を控除、時間外労働を実施、技能実習生の同意なく賃金を口座振込、労働基準法により作成することとされている賃金台帳を未作成(5企業)
【原因等】法令等遵守意識が低い受入れ団体・企業が存在

改善通知要旨

- ① 監査報告の提出状況を的確に把握し、監査報告未提出団体に対しては、督促又は実態調査により、問題発生の未然防止を図ること
- ② 受入れ団体・企業に対する実態調査を、積極的に実施するとともに、休眠団体については、設立認可行政庁にも連絡し、対応措置を講ずること
- ③ 企業間での技能実習生の移動等の不適正な管理、労働基準法規に違反等を行っている受入れ団体・企業に対する処分・是正指導を積極的に行うとともに、問題発生の原因分析を通じた未然防止方策を推進すること

3 関係機関の連携

制度・仕組み

- 研修事業を行う団体は、中小企業団体、農業協同組合等各種あり、それぞれ所管行政庁による設立認可及びこれに基づく指導監督の対象
- 研修生は、技能実習移行後は、厚生年金保険に加入することとなるが、研修期間中に国民年金保険料の免除申請を行わなかった場合には保険料の滞納となり、障害厚生年金や遺族厚生年金の支給要件を満たさなくなる可能性あり

調査結果

関係機関相互の連携が不十分

① 不正行為等処分団体の相互連絡

- 名古屋入国管理局の不正行為認定等処分情報又は団体設立認可行政庁の外国人研修事業実施団体の設立認可情報の通報など、関係機関相互の連絡体制が未整備

【原因等】情報の共有化に対する認識が不足

② 国民年金制度の周知

- 国民年金保険料の免除申請を行っていない研修生あり(5団体5企業の18人)

【原因等】国民年金加入の必要性について、承知していない受入れ団体・企業、研修生が存在

改善通知要旨

- ① 外国人研修事業を開始する団体、不正行為認定等処分を行った団体について、団体設立認可行政庁との相互連絡体制を整備すること

- ② 国民年金適用及び加入手続について、社会保険事務局等の関係機関と連携し、受入れ団体・企業及び研修生に対する周知を図るよう努めること